

1 V. 食品健康影響評価

2 本専門調査会としては、添加物「ひまわりレシチン」が「添加物に関する食品  
3 健康影響評価指針」における「消化管内で分解して食品常在成分になることが科  
4 学的に明らかである場合」に該当すると判断したことから、添加物「ひまわりレ  
5 シチン」の毒性について、指針に基づき試験の一部について省略し、遺伝毒性、  
6 28日間反復投与毒性に係る試験成績を用いて評価を行うこととした。

7  
8 本専門調査会としては、ひまわりレシチンについての安全性に係る知見を検討  
9 した結果、添加物「ひまわりレシチン」については、遺伝毒性、反復投与毒性の  
10 懸念はないと判断した。

11  
12 以上のことから、本専門調査会としては、添加物として適切に使用される場合、  
13 安全性に懸念が無いと考えられ、添加物「ひまわりレシチン」のADIを特定する  
14 必要はないと評価した。